

第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画

(素案)



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和8年 月

秋 田 県

目 次

I 計画策定の趣旨	
1 趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
4 計画の構成	1
5 計画の推進体制	1
II 計画推進の基本的な考え方	
1 犯罪被害者等の現状	2
2 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の成果と課題	5
3 計画の基本的な方向	8
III 重点課題に係る具体的施策	
第1 損害回復・経済的支援	10
1 犯罪被害者等の損害回復に関する支援の周知	10
2 経済的支援制度の周知及び迅速な対応	10
3 居住先の安定確保	12
4 安定的な雇用の継続	14
第2 精神的・身体的被害の回復・防止	
1 精神的・身体的被害からの回復	15
2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止	17
3 再被害防止等の安全の確保の充実等	18
第3 刑事手続への関与拡充	
1 刑事手続への関与のための情報提供等の充実	21
第4 支援体制等の整備充実	
1 各機関・団体における体制の充実	23
2 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化	26
3 民間支援団体等に対する援助	27
4 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成	28
第5 県民の理解の増進	
1 各種啓発による県民理解の増進	30
2 学校及び家庭における犯罪被害者等支援に関する取組の充実	31

I 計画策定の趣旨

1 趣旨

平成16年に成立した犯罪被害者等基本法（以下、「基本法」といいます。）は、
(*)犯罪被害者等のための施策に関する国や地方公共団体及び国民の責務を定めています。これを受け、本県では平成18年度から5年を1期とする「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を継続して策定してきました。これまでに第4次計画（令和3年度～令和7年度）まで取り組みを進め、県・市町村、県警察、国の機関、（公社）秋田被害者支援センター等と連携して各種施策を推進するとともに、平成25年4月1日には秋田県犯罪被害者等支援条例（以下、「条例」といいます。）を施行し、支援体制の基盤を強化しています。

この度、第4次計画が最終年度を迎えたことを受け、これまでの成果と課題を踏まえ、犯罪被害者等への「途切れることのない支援」をさらに推進するため、「第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、基本法第5条及び条例第8条の規定に基づく計画で、本県における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。
- (2) この計画は、犯罪被害者等の権利と利益の保護、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう適切な支援を行うための基本理念と重点課題及び具体的施策を示し、本県の犯罪被害者等に係る施策推進の指針とするものです。

3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 計画の構成

この計画では、「犯罪被害者等が、必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」を目指し、条例第3条に掲げる4つの基本理念と国の第5次犯罪被害者等基本計画に基づく5つの重点課題により各種施策を展開していきます。

5 計画の推進体制

県や市町村、県警察、国などの機関、犯罪被害者等早期援助団体として中核を担う民間支援団体の（公社）秋田被害者支援センター等と、より一層の連携を図りながら犯罪被害者等への各種支援施策を推進していきます。

併せて、条例により設置された秋田県犯罪被害者等支援推進会議において、毎年度の施策の実施状況の評価・検証を行い、計画期間中であっても、社会状況や計画の進捗状況などの変化により見直しが必要と求められた場合は、必要な対応を行うものとします。

* 犯罪被害者等 ～ 犯罪等（犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいい、交通事故を含む）の被害者及びその家族又は遺族のことをいう。

Ⅱ 計画推進の基本的な考え方

1 犯罪被害者等の現状

普段どおり生活している中で、自分が犯罪被害に遭うと思っている人はほとんどいないのが現状です。

しかしながら、予期せぬ犯罪行為による事件や事故に巻き込まれると犯罪被害者等の方々の日常生活はこれまでと一変し、自らの負傷や家族を失うなどの直接的な被害だけでなく、高額な医療費負担や離職等に伴う経済的負担、誹謗中傷等の二次的被害により社会から孤立するなど、様々な問題の対応に迫られることとなります。

この様な問題を抱えることとなる犯罪被害者等の方々が再び平穏な生活を営むことができるよう、地方公共団体、犯罪被害者等支援機関及び団体等には、諸問題を克服するためお互いが連携した「途切れることのない支援」が必要とされます。

(1) 刑法犯の認知件数の推移

本県の^(*)刑法犯の^(*)認知件数は、平成13年をピークに減少していますが、令和6年は2,576件と前年に比べ173件増加しています。しかしながら、人口10万人当たりの刑法犯の認知件数は、287.2件（全国：595.9件）と全国一低くなっています。

本県の刑法犯の認知件数（罪種・手口別）（単位：件）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯認知件数	2,382	1,984	1,871	2,403	2,576
殺人	2	7	3	2	5
強盗	1	2	3	2	2
放火	3	2	4	4	7
不同意性交等	2	4	6	10	17
略取誘拐・人身売買	0	1	0	2	1
不同意わいせつ	13	15	10	21	26
侵入盗、自動車盗、すり等	246	133	159	202	196
その他刑法犯	2,115	1,820	1,686	2,160	2,322

資料：警察庁「犯罪統計資料」

*刑法犯 ～ 殺人、強盗、窃盗など、「刑法」等の法律が規定する犯罪で、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する交通事故は含まない。

*認知件数 ～ 警察において、被害者からの届出等により発生を認知（確認）した事件の数のことをいう。

(2) 刑法犯の検挙率の推移

本県の犯罪の^(*)検挙率は、例年全国平均を上回り、令和6年も58.3%と高い水準を維持しています。

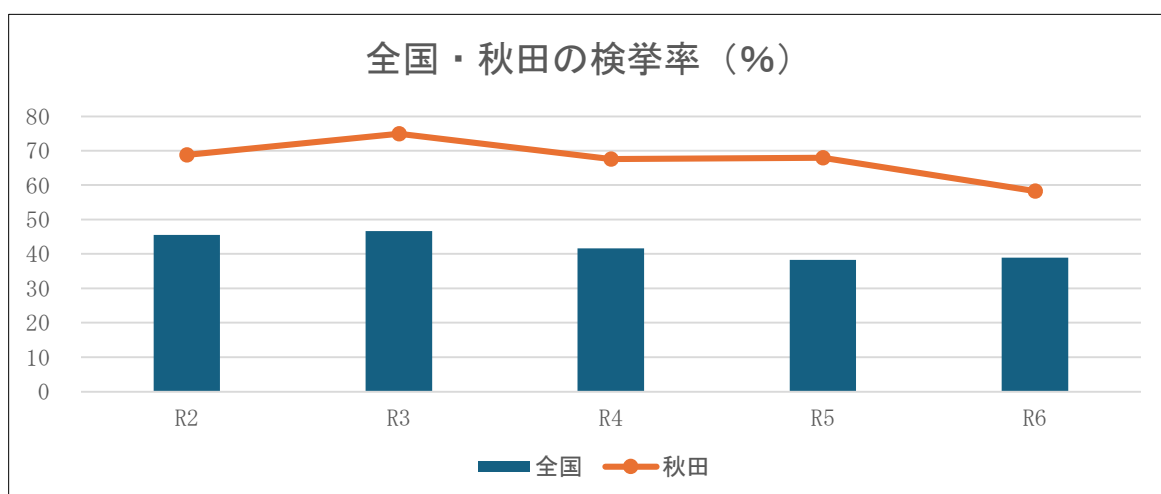
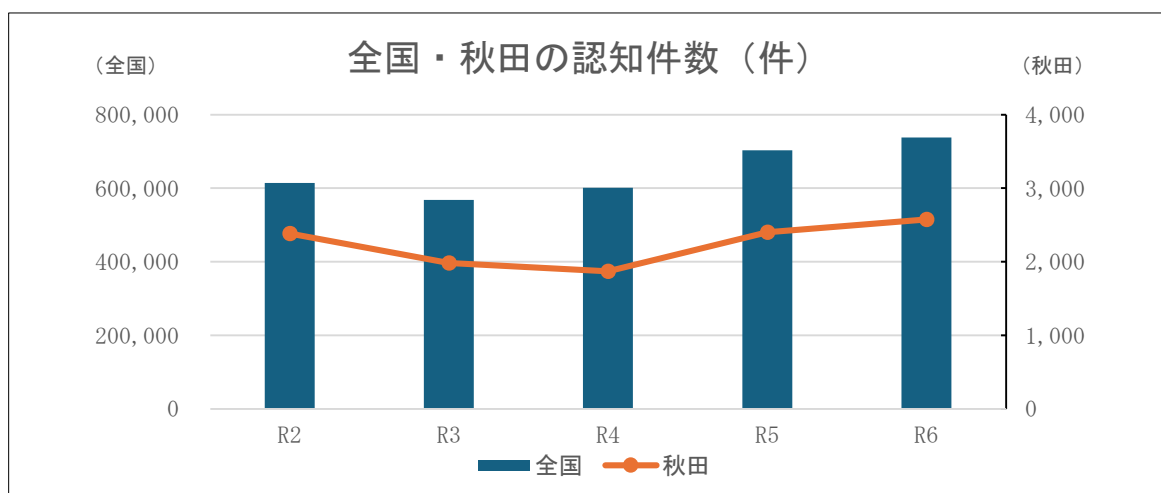
本県の刑法犯の認知・検挙件数及び検挙率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯認知件数(件)	2,382	1,984	1,871	2,403	2,576
^(*) 検 挙 件 数(件)	1,638	1,486	1,265	1,632	1,502
検 挙 率(%)	68.8	74.9	67.6	67.9	58.3

全国の刑法犯の認知・検挙件数及び検挙率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯認知件数(件)	614,231	568,104	601,331	703,351	737,679
検 挙 件 数(件)	279,185	264,485	250,350	269,550	287,273
検 挙 率(%)	45.5	46.6	41.6	38.3	38.9

資料：警察庁「犯罪統計資料」



* 検挙率 ～ 刑法犯認知件数に対する検挙件数の割合。

* 検挙件数 ～ 刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数をいう。

(3) 交通事故の発生状況

県内における交通事故の発生状況は、発生件数と負傷者数が年々着実に減少しています。

しかしながら、死者数は長期的には減少傾向にあるものの、第11次秋田県交通安全計画に掲げる目標（年間27人以下）は達成していません。なお、令和6年は前年より減少しています。

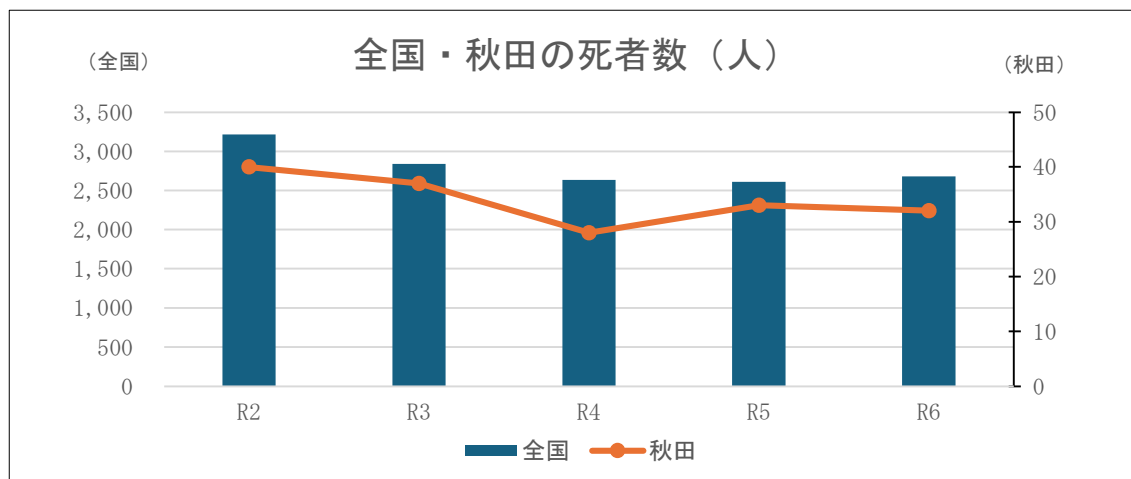
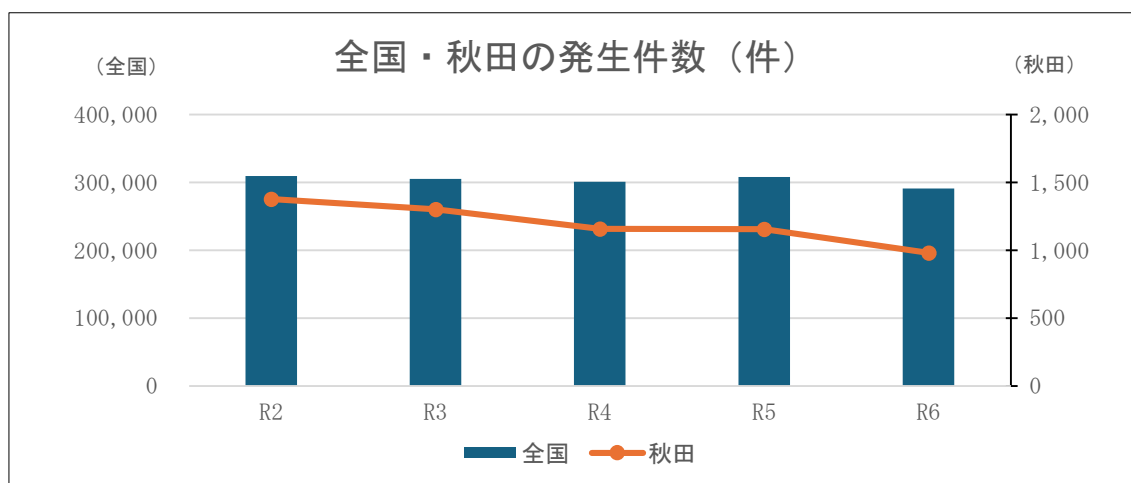
本県の交通事故発生状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数(件)	1,377	1,301	1,157	1,155	981
死者数(人)	37	28	33	32	31
負傷者数(人)	1,655	1,514	1,351	1,339	1,141

全国の交通事故発生状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数(件)	309,178	305,196	300,839	307,930	290,895
死者数(人)	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663
負傷者数(人)	369,476	362,131	356,601	365,595	344,395

資料：県警察本部「交通事故統計」



2 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の成果と課題

令和3年3月の国の第4次犯罪被害者等基本計画の閣議決定を受け、県では、令和3年4月から令和8年3月までの5年を期間とした第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を定めました。

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画では、尊重と配慮がなされる安全・安心な社会を目指して、関係機関・団体等との連携による犯罪被害者等の被害回復や支援体制の整備充実・県民の理解増進などの施策を定め総合的かつ計画的に推進しました。

具体的な施策は、「あきた性暴力被害者サポートセンター」の相談体制の強化や総合的対応窓口担当者研修会による支援体制の整備、「県民のつどい」等による県民理解の増進を推進するための普及啓発など、多様な事業の展開により、「安全・安心な秋田県」の実現に向けて取り組みました。

【主な成果】

- 平成29年10月に開設した「あきた性暴力被害者サポートセンター（通称：ほっとハートあきた）」で、平日夜間や土日・祝日においては、国が開設したコールセンターを活用して、24時間365日の相談受付体制を整備しました。また、センター開設当初においては電話相談のみでしたが、メールでの相談も受け付け、相談体制を拡充しました。
- 犯罪等で子供を亡くした遺族の講演会「命の大切さ学習教室」について、小・中学校、高等学校に加え、特別支援学校で開催し、被害者等への配慮・協力への意識の醸成とともに、規範意識の向上に努めました。
- 秋田県内で発生した交通事故（5年分）の位置情報を地図上に表示し、傾向を視覚的に把握できるようにするとともに、事故件数や曜日・時間帯の傾向などをグラフで表示する「ココジコ」の運用を開始し、安全運転に対する意識啓発を図り、交通事故防止に努めました。
- （公社）秋田被害者支援センターは、犯罪被害者等に対し、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の犯罪被害者等支援意識の高揚を図るための広報啓発活動等を行っています。

令和6年度は、24名の相談員・支援員が、犯罪被害者等から交通事故、性的被害、暴行・傷害、詐欺、殺人等の電話相談62件、面接相談4件、日常生活支援等の直接的支援活動を171回行ったほか、同じような被害に遭われた被害者同士が集う自助グループに対しての支援も行っています。
- 県民に犯罪被害者等支援の理解増進や意識啓発を図るため、条例で「犯罪被害を考える日」と定めている6月30日に合わせて、県内3か所における街頭キャンペーンなどによる広報活動を実施しました。

また、11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間に合わせて、「県民のつどい」を開催し、犯罪被害者等による講演会や「犯罪被害者のいのちのパネル展」、「生命のメッセージ展」の展示、広報資料の配布等を実施し、犯罪被害者等の立場や心情につ

いて広報周知に努めました。

【主な課題】

- 条例及び第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画について知っている県民の割合が低い状況でした。
- 6月30日の「犯罪被害を考える日」や11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」及びこれに関連したイベントを知っている県民の割合が低い状況でした。
- 犯罪被害者等の支援窓口である県庁、各地域振興局及び市町村の「総合的対応窓口」について知っている県民の割合が低い状況でした。
- 犯罪被害者等の支援には、経済的支援とともに、カウンセリング等精神的な支援の充実が求められています。
- 犯罪被害者等への支援には「周囲の理解」が不可欠です。犯罪被害者等への理解を進め支援の輪を広げていくため、多様な媒体の活用や様々な機会を捉えた周知が求められています。
- 国では、「関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化」や「^(*)多機関ワンストップサービス体制の構築」など、必要な施策を実施していくこととしています。また、県民に対するアンケート調査においても、関係機関で情報を共有し、連携した対応を望む意見が寄せられています。

【県が実施した「県民に対するアンケート調査結果」より】

(令和7年9月実施 190名回答)

- 秋田県犯罪被害者等支援条例を知っている方は、31.6%でした。
また、第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を知っている方は、17.9%でした。
- 条例で毎年6月30日を「犯罪被害を考える日」と定めていますが、これに関連したイベントを知っている方は、13.2%でした。
また、毎年11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」に関連したイベントを知っている方は、10.0%でした。
- 犯罪被害者等支援のイベント等の効果的な周知方法については、テレビが最も多く83.7%、次いで新聞が49.5%でした。(複数回答)
- 犯罪被害者等の支援窓口である県庁、各地域振興局及び市町村の「総合的対応窓口」について知っている方は、27.4%でした。
- 犯罪被害者等支援に関するウェブページの閲覧をしたことのある方は、22.1%でした。(複数回答)

*多機関ワンストップサービス ～ 犯罪被害者等が支援を必要とする際に、いずれかの機関・団体に相談や問合せを行えば、その後は必要な支援が様々な機関・団体によって途切れなく提供されることで、犯罪被害者等の二次的被害を防止するためのしくみ。

- 県の犯罪被害者等支援に対する取組について、「十分」「どちらかといえば十分」と回答された方は、13.7%でした。
- 県が今後取り組むべき犯罪被害者等の支援策としては、経済的支援が最も多く65.3%、次いでカウンセリング等精神的な支えが61.6%でした。（複数回答）
- 犯罪被害者等への理解を社会全体に広げていくための効果的な取組として、「テレビ・ラジオによる情報発信」（66.8%）、「学校等での教育」（50.5%）が挙げられました。（複数回答）

【 県が実施した「犯罪被害者等に対するアンケート調査結果」より 】

（令和7年9月実施 26名回答）

- 被害後、心身にあった変化で多いものは、「不眠」（73.1%）、「食欲不振・異常」（53.8%）、「うつ状態」（34.6%）、「感情のまひ」「PTSD」（30.8%）、でした。（複数回答）
- 被害後、生活上で変化のあったことについて多いものは、「周囲との人間関係が疎遠になった」（42.3%）、「外出できなくなった」（34.6%）、「仕事を辞めた・転職した」（30.8%）でした。（複数回答）
- 必要とされた支援を「被害直後」、「ある程度時間が経った頃」、「刑事手続終了後」の3つの時期に分けて調査したところ、どの時期においても、「カウンセリング等の精神的な支え」が最も多く挙げられました。（複数回答）
- 犯罪被害者等が相談した機関は、「警察の相談窓口」（96.2%）、「弁護士会」（34.6%）、「法テラス」及び「（公社）秋田被害者支援センター等の民間支援団体」（30.8%）でした。（複数回答）
- 「犯罪被害を考える日」と「犯罪被害者週間」とともに、57.7%の方が「知っている」状況でした。
- 犯罪被害者等支援について、多くの人に知ってもらうための媒体としては、新聞・雑誌（61.5%）、テレビ（57.7%）、行政機関の広報紙（53.8%）が効果的であると考えている方が多い状況でした。（複数回答）
- 県が今後取り組むべき犯罪被害者等の支援策としては、「カウンセリングなど精神面のケア」が53.8%、「支援機関・団体等との連携」、「犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介」、「弁護士による法律相談」がいずれも46.2%でした。（複数回答）
- 被害後に関わった人々の言動により傷ついた中で多いのは、「加害者及び加害者の関係者」（53.8%）、「友人・知人、地域等の周囲の人」（30.8%）、「捜査関係者」（19.2%）、「県・市町村の窓口職員」（15.4%）によるものでした。（複数回答）

3 計画の基本的な方向

(1) 基本的な考え方

犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接的な被害のほか、精神的被害、経済的な困窮、世間の誤解や中傷等による二次的な被害を受ける場合もあります。

このような中、犯罪被害者等が再び地域において一日も早く平穏な生活を過ごせるよう、「必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安全・安心な社会」の実現を目指し、4つの基本理念と5つの重点課題を掲げて支援施策を推進します。

(2) 基本理念

第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画においても、条例に掲げる次の4つの基本理念に基づき支援に取り組んでいくこととします。

- ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されること。
- ② 犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が、途切れることなく提供されること。
- ③ 犯罪被害者等が、共に生きる地域社会の一員として尊重され、不当な差別的扱いを受けることがないようにすること。
- ④ 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、様々な支援を必要とすることを踏まえ、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携し、協力すること。

(3) 重点課題

基本法第5条に示された「地方公共団体の責務」及び条例を踏まえ、5つの重点課題を設定し、14の基本施策のもと、横断的かつ総合的に具体的施策を推進していきます。

第1 損害回復・経済的支援

- 1 犯罪被害者等の損害回復に関する支援の周知
- 2 経済的支援制度の周知及び迅速な対応
- 3 居住先の安定確保
- 4 安定的な雇用の継続

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 精神的・身体的被害からの回復
- 2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止
- 3 再被害防止等の安全の確保の充実等

第3 刑事手続への関与拡充

- 1 刑事手続への関与のための情報提供等の充実

第4 支援体制等の整備充実

- 1 各機関・団体における体制の充実
- 2 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化
- 3 民間支援団体等に対する援助
- 4 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成

第5 県民の理解の増進

- 1 各種啓発による県民理解の増進
- 2 学校及び家庭における犯罪被害者等支援に関する取組の充実

Ⅲ 重点課題に係る具体的施策

第 1 損害回復・経済的支援

1 犯罪被害者等の損害回復に関する支援の周知

【現状と課題】

犯罪被害者等の方々は、被害を受けた直後、警察からの事情聴取や医療機関の受診、裁判への参加等様々な対応に追われる一方、精神的ショックから、仕事や育児等の生活面について支障を来す場合も少なくない状況にあります。

このような中、犯罪被害者等の置かれている状況に配慮した各種経済的制度の情報提供を図ることが必要とされています。

【今後の施策】

犯罪被害者等が、一日も早く平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、経済面や精神面での支援に効果的に取り組むとともに、関係機関に対する手続きについて情報を提供します。

(1) 損害賠償請求等を始めとする支援制度の周知 【生活環境部・警察本部】

関係機関が相互に連携しつつ、パンフレットやウェブサイト、市町村広報紙等を活用しながら、次の支援制度の周知を図っていきます。

- ア) 刑事和解、刑事裁判における損害賠償命令制度、公判記録の閲覧・謄写及び不起訴記録の弾力的開示等の制度
- イ) (公社)秋田被害者支援センターによる損害賠償請求の補助や付添い、犯罪被害者等給付金申請の補助等の支援
- ウ) (公財)秋田県暴力追放運動推進センター、秋田弁護士会の民事介入暴力対策委員会等と連携した暴力団犯罪による被害の回復支援
- エ) (一財)自賠責保険・共済紛争処理機構における調停等による自賠責保険金の支払い適正化
- オ) (公財)日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談等の支援
- カ) 日本司法支援センター(法テラス)が行う民事法律扶助制度による無料法律相談や弁護士費用の立替え、犯罪被害者等支援弁護士制度による支援
- キ) ひき逃げ、無保険車事故等の被害者に対する政府保証事業による支援

2 経済的支援制度の周知及び迅速な対応

【現状と課題】

犯罪被害者等の中には、被害により経済的に大きな影響を受ける方や、被害に遭った後すぐに療養費等が必要になる方もおり、経済的支援は犯罪被害者等支援の大きな要

素の一つになっています。

現在、国が行っている犯罪被害者等に対する主な経済的支援制度は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」及び「自動車損害賠償保障法」による支給制度があります。

本県では、平成29年度までに全市町村において、独自の見舞金支給制度が導入されました。

しかしながら、未だ犯罪により死亡する方、重傷病・障害を負っている方が後をたたないことから、犯罪被害者等の経済的支援のため、国の支給制度や県内全市町村の見舞金制度、社会保障による公的給付の制度を周知する必要があります。

【 今後の施策 】

（１）犯罪被害者等給付金の迅速な支給 【警察本部】

関係職員への犯罪被害給付制度の周知・教養を図り、犯罪被害者等への適切な教示を推進するとともに、仮給付制度の積極的な活用等により迅速な支給に努めます。

（２）市町村による見舞金支給制度の周知等 【生活環境部・警察本部】

県内全市町村が導入している見舞金支給制度の周知を図るとともに、市町村と連携して制度の効果的な運用に努めます。

（３）司法解剖後の遺体搬送費の公的措置の周知 【警察本部】

司法解剖後の遺体搬送費に対する公的措置の周知を図るとともに、遺族の心情に配慮した運用に努めます。

（４）医療費等に係る公費負担制度の周知 【警察本部】

特定の犯罪被害者に係る初診料、診断書料、死体検案書料、カウンセリング費用、性犯罪被害者に係る緊急避妊、検査費用、人工妊娠中絶費用の公費負担制度について、犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう制度を周知するとともに、更なる充実に努めます。

（５）（公社）秋田被害者支援センターが行う特別支援事業の周知 【警察本部】

傷害、性犯罪、ストーカー行為等の犯罪被害者等に係る心身の被害の回復、転居等に要した経費に対し、（公社）秋田被害者支援センターが補助する特別支援事業について、対象となる犯罪被害者等に周知を図り効果的な運用に努めます。

（６）あきた性暴力被害者支援サポートセンター（ほっとハートあきた）利用者への医療費等の公費負担の周知及び迅速な対応 【生活環境部】

県が設置し、委託で運営している「あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）」において、被害者の置かれた状況に対応して必要とされる、医療費

及びカウンセリング費用の助成について教示するとともに、適切かつ迅速な支給に努めます。

(7) 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援の周知 【警察本部】

海外での犯罪行為により死亡した被害者の遺族又は障害が残った被害者に対し、弔慰金等を支給する制度の周知を図るとともに、制度の効果的な運用に努めます。

(8) 公益財団法人等が行う犯罪被害者等に対する経済的支援制度の周知

【警察本部】

ア) (公財) 犯罪被害救援基金による奨学金給与等の支援

イ) (独) 自動車事故対策機構、(公財) 交通遺児育英会、(公財) 交通遺児等育成基金等による財政的支援

(9) 分かりやすい情報提供ツールの作成及び提供 【生活環境部】

各制度の所管部署と連携し、被害者が直面する具体的な困難(「収入の途絶」「住居の喪失」「子どもの学費の支払い困難」など)ごとに、利用可能な社会保障制度や相談窓口を一覧できるハンドブックを作成し、内容の更新に努めるとともに、県公式ウェブサイトに掲載するほか、市町村窓口、(公社) 秋田被害者支援センター等を通じて、被害者に配布します。

3 居住先の安定確保

【現状と課題】

犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったり、逮捕されていない加害者に自宅を知られていたり、配偶者等からの暴力^(*)DV)、ストーカー行為等の様々な要因により自宅以外への転居を余儀なくされる状況も少なくありません。

しかしながら、新たな居住先の確保は、被害による経済的困窮、精神的ショックなどにより困難な状況となっている場合もあることから、犯罪被害者等に対し、一時的あるいは中長期的な住居の確保に取り組む必要があります。

*DV ～ 配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係にある者から振るわれる暴力をDV (ドメスティック・バイオレンス) という。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがある。

【今後の施策】

（１）公営住宅への優先入居の充実 【建設部】

犯罪被害者等の居住の安定に資するため、県営住宅の公募抽選における優遇を引き続き実施します。

また、市町村に対しては、犯罪被害者等の居住の安定に向けた県の取組を紹介し、制度の周知に努めます。

（２）居住支援協議会及び居住支援法人の取組支援 【建設部】

犯罪被害者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居を図るため、市町村居住支援協議会の設立促進、居住支援法人制度の周知、居住支援法人による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。

（３）被害直後及び中期的な居住場所の確保 【健康福祉部・警察本部】

犯罪等によって生じた著しい生活上の不便を軽減・解消するため、緊急の必要がある場合、県施設を活用し、犯罪被害者等の一時保護を実施します。県施設がない場合、他の公的施設や民間施設への一時保護委託により対応します。

一時保護に当たっては、犯罪被害者等の利便性や心情に配慮し、犯罪被害者等の安全とプライバシーを確保します。

ア）一時保護施設借上げ経費等に対する公的措置の周知 【警察本部】

再被害を受けるおそれが高い場合や、自宅が被害の現場となり物理的に居住が困難な場合などに利用できる一時保護施設借上げ経費の公的措置のほか、ハウスクリーニング料の公的措置について、周知を図ります。

イ）児童相談所及び女性相談支援センターによる一時保護の実施 【健康福祉部】

被虐待児童やDV被害者を適切に保護するため、児童相談所及び女性相談支援センターでの一時保護や、必要に応じて児童養護施設、母子生活支援施設等への一時保護委託を実施します。

ウ）中期的な居住確保の推進 【健康福祉部】

被虐待児童やDV被害者に対し、児童養護施設、母子生活支援施設等への入所及び自立支援を行います。

DV被害者が一時保護施設から退所するにあたって必要な場合、公営住宅における優先入居を働きかけます。

4 安定的な雇用の継続

【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害による精神的ショックや職場での対人関係の悪化、治療のための通院、裁判への出廷等のための休暇や欠勤を余儀なくされ、結果として事業主の理解不足による解雇や仕事を辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

雇用情勢に関わらず、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業主の理解を得るための施策を幅広く講ずる必要があります。

【今後の施策】

(1) 犯罪被害者等のための休暇制度導入の促進 【産業労働部】

ア) 企業側への周知

犯罪被害者等が仕事を継続できるようにするため、犯罪被害者等の被害回復、捜査・裁判等への対応などに必要な休暇制度などを周知します。

イ) 制度導入企業の紹介

犯罪被害者等が仕事を継続できるよう必要な休暇を取得できる制度を導入した企業を県のウェブサイトで紹介し、他の企業への導入を促します。

(2) 個別労働紛争解決制度の活用 【産業労働部】

県のウェブサイト等で個別労働紛争解決制度を周知するとともに、雇用労働政策課に設置している労働相談窓口において、関係機関と連携して、犯罪被害者等と事業主等間で生じた労働相談の問題解決を図ります。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

1 精神的・身体的被害からの回復

【現状と課題】

犯罪被害者等は、身体的な被害の有無にかかわらず、多くの場合、精神的な被害も受けています。

また、犯罪被害による精神的ショックから重度の^(*)PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症する場合があります。

このため、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、被害直後から充実した保健医療サービスや福祉サービスの提供を図る必要があります。

【今後の施策】

（1）関係機関と連携した被害児童の心身の回復に関する支援の充実 【健康福祉部】

ア）児童相談所と医療機関との協力・連携体制の充実

心身の治療が必要な児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力・連携体制の充実に努めます。

イ）児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの協力・連携

配偶者等からの暴力がその子どもに悪影響を及ぼすことから、子どもに対する精神的ケア等を充実させるとともに、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの協力連携を図っていきます。

女性相談支援センターが設置する一時保護所において、DV被害者等に同伴する子どもの希望に添えるよう、在籍校と連携しながら学習支援に取り組みます。

ウ）少年被害者等の相談・治療のための専門家・施設等の周知

被害を受けた少年に関する相談・治療等を行う専門家や児童相談所・障害児入所施設等について、関係機関等が連携してその周知に努めます。

* PTSD [心的外傷後ストレス障害] ～ 突然の衝撃的出来事を経験することで生じる特徴的な精神障害のことをいう。不眠やイライラといった症状、感情や感覚などが麻痺（まひ）するといった症状、体験が繰り返し思い出されたり夢に見たりするといった症状がみられる。

(2) 学校におけるカウンセリング体制の充実等 【教育庁】

ア) スクールカウンセラー、広域カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する人材を、小・中・高等学校にスクールカウンセラー及び^(*)広域カウンセラーとして配置します。また、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する^(*)スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における相談体制の充実を図るとともに、学校と関係機関との連携を強化します。

イ) 個々の状況に応じた学習支援や心のケアの促進

少年被害者など児童生徒一人一人に対し、きめ細かな学習支援や、養護教諭やスクールカウンセラー等の連携による心のケアを促進します。

(3) 県警察のカウンセラーによる犯罪被害者等へのカウンセリング等の充実

【警察本部】

犯罪被害者等の精神的被害の回復を図るため、臨床心理士等による支援や部外 of 精神科医等のカウンセリングに対する公的措置の周知を図るとともに、関係機関・団体が行う支援制度を適切に情報提供します。

(4) 県警察による被害少年に対するカウンセリング等の継続的支援 【警察本部】

^(*)被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、臨床心理士等による支援の実施や、少年育成支援官による関係者への助言等の継続的な支援を行います。

(5) 性犯罪・性暴力被害者支援の充実 【生活環境部】

あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）において、性犯罪・性暴力被害者に寄り添い、個々の被害者の置かれた状況に応じて、関係機関と連携しながら、医療的支援、心理的支援及び同行支援等を総合的に提供し、心身の負担軽減とその健康回復を図ります。

*広域カウンセラー ～ 主に小学校の教育相談体制の一層の充実を図るため、北・中央・南の3つの教育事務所及び義務教育課に配置する臨床心理士等をいう。

*スクールソーシャルワーカー ～ 教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用い、関係機関との連携を促進するなど、児童生徒の様々な環境に働きかけて支援を行う。(総合教センター、3つの教育事務所等、県内8か所に配置)

*被害少年 ～ 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年(20歳未満)をいう。

(6) 産婦人科医と連携した性犯罪被害者に対する適切な対応 【警察本部】

県内の産婦人科医で構成する日本産婦人科医会秋田県支部や県内の医療機関と構築している「産婦人科医師と警察とのネットワーク」などにより、性犯罪被害者等の保護や受診情報の適正な取扱いを行うとともに、性犯罪被害者の支援等に関する情報の提供を行い、性犯罪被害者に対する適切な対応に努めます。

(7) 医療機関に関する情報の周知 【健康福祉部】

犯罪被害者等が利用しやすい医療機関の情報を提供します。

(8) 公的機関における相談・支援体制の充実 【健康福祉部】

ア) 精神保健福祉センター等による相談支援

犯罪被害者及び家族からの相談に対応するため、精神保健福祉センター及び保健所において相談支援を行います。

イ) 県立リハビリテーション・精神医療センター等による相談支援

(*)高次脳機能障害に係る当事者及び家族からの相談等に対応するため、支援拠点機関（県立リハビリテーション・精神医療センター）を中心とした関係機関の連携を強化し、相談支援を行います。

また、重度の後遺症障害者及び家族からの相談に対応するため、精神保健福祉センターにおいて相談支援を行います。

2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査、公判等の過程で、関係者からの配慮に欠けた言動等により、二次的被害を受けることがあります。

このため犯罪被害者等の人権に十分配慮されかつ負担が軽減される対応が必要とされています。

【今後の施策】

(1) 犯罪被害者等の心情に配慮した対応等の推進 【生活環境部・警察本部】

犯罪被害者等と接する関係機関・団体の職員等を対象に、国が作成する^(*)トラウマインフォームドケア等に関する教材の周知及び積極的な活用を呼びかけます。これにより、犯罪被害者等のトラウマ反応への理解を促し、二次被害を防止するとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を推進します。

*高次脳機能障害 ～脳損傷に起因する認知障害全般を指す。記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する。

*トラウマインフォームドケア ～トラウマとその影響について知識を持ち、理解して関わること。

(2) 県警察職員等に対する研修の充実 【警察本部】

ア) 二次的被害の防止

犯罪被害者等支援に従事する職員に対する専門的な教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、犯罪被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、具体的場面を想定した対応要領に関する実践的教養、被害者支援体験記を活用した教養などを通じ、職員による犯罪被害者等への二次的被害の防止に努めます。被害者支援体験記の配布などを通じ、職員による犯罪被害者等への二次的被害の防止に努めます。

イ) 被害児童からの聴取に関する指導・教養

被害児童の負担軽減に配慮しつつ、信用性の高い供述を確保するための聴取方法について指導・教養します。

ウ) 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査等のための指導・教養

女性に限らず全ての性犯罪被害者の心情に配慮した捜査や被害者支援を推進するため、指導・教養します。

エ) 障害者の特性を踏まえた捜査等のための指導・教養

障害者の特性を踏まえた捜査や被害者支援を推進するため、指導・教養します。

(3) 交通事故相談員の相談対応力の向上 【生活環境部】

国が実施する研修等の受講により、交通事故被害後の心情に寄り添った相談対応力の向上を図ります。

(4) 性暴力被害者等に対応する捜査員の配置等 【警察本部】

各警察署に配置されている捜査官から性犯罪指定捜査員を指定するとともに、事情聴取における犯罪被害者等の相談室の活用及び民間被害者支援団体等との連携強化に努め、性暴力被害者等の心情に配慮した適切な対応を図ります。

3 再被害防止等の安全の確保の充実等

【現状と課題】

犯罪被害者等の多くは、暴力的（攻撃的）な性格の犯罪等により被害を受けた場合、再び危害を加えられることに対し深刻な不安を抱いています。

この様な状況を踏まえ、犯罪被害者等が再び危害を受けることがないよう、再被害の未然防止と不安を解消するための取組が必要とされます。

【今後の施策】

(1) 加害者に関する情報の適正な運用 【警察本部】

ア) 県警察、検察庁及び刑務所等との連携促進

県警察において、検察庁、刑務所及び保護観察所等との連携を密にしながら釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等、加害者に関する情報を適切に受けるなど、引き続き、円滑かつ適正な運用に努めます。

イ) 子どもへの暴力的性犯罪者の出所情報に基づく再犯防止対策の推進

16歳未満の子どもに対する暴力的性犯罪者の出所情報に基づき、出所後の居住状況の定期的な確認を含め、再犯防止対策に努めます。

ウ) 保護観察処分付執行猶予者等の動向把握に伴う再被害防止対策の推進

刑事施設に収容され仮釈放になった者及び保護観察処分付執行猶予となった者の特別遵守事項を適切に設定することやその遵守状況を的確に把握し、保護観察所と緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を迅速に把握し、必要な措置を講じます。

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護 【警察本部】

ア) 法廷における犯罪被害者等に関する情報保護制度の周知

捜査の各段階における被害者等の個人特定事項の秘匿措置及び法廷における情報保護制度を周知し、被害者等のプライバシー保護と二次被害の防止を図ります。

イ) 関係機関が行う支援措置制度の教示等

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する保護のため、市町村が行う住民基本台帳の閲覧制限、運輸局等が行う登録事項等証明書の交付拒否等の制度等を教示するとともに、市町村、運輸局等関係機関との一層の連携に努めます。

ウ) 犯罪被害者等の情報に関する適切な発表

被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

(3) 再被害防止措置の推進 【警察本部】

ア) 犯罪被害者等の再被害防止

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進します。

また、再被害を受けるおそれが高いなど、一時的に安全な居住場所を確保する必要がある犯罪被害者等に対し、一時保護施設借上げ経費の公的措置の周知を図るなど効果的な運用に努めます。

イ) 人身安全関連事案への対策

ストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案については、事態が急展開

して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙による加害行為の防止や被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進します。

(4) 暴力団等からの危害の未然防止 【警察本部】

暴力団等から危害を被るおそれがある方を「保護対象者」に指定して、危害の未然防止の措置を推進します。

(5) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア) 児童相談所、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター及び県警察の連携充実 【健康福祉部・警察本部】

虐待を受けた児童やDV被害者の再被害の防止については、市町村、児童相談所、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、県警察が連携を強化し、安全の確保に努めます。

イ) 学校警察連絡連携制度等の活用による加害少年等に対する指導

【健康福祉部・教育庁・警察本部】

県警察と学校等関係機関の学校警察連絡連携制度等を活用し、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害防止に努めます。

また、犯罪被害者等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応をおこなうため、学校、警察、児童相談所等の専門機関の担当者から成る少年サポートチームを必要に応じて編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年に対する指導・助言を行います。

(6) 教育・保育等を提供する場における幼児児童生徒に対する性暴力の防止等の推進

【教育庁】

学校において、その従事者による児童生徒への性暴力等を防止するため、児童生徒の心身の状況の日常観察や児童生徒への面談、相談窓口の設置・周知、従事者への研修等、日頃からの安全確保措置に継続して取り組むとともに、新規採用者や従事者の性犯罪前科の確認を実施します。

就学前教育・保育施設においては、子どもの心身の状況の日常観察、相談窓口の設置、研修の実施や保育士等従事者の性犯罪前科の確認等の実施状況について、市町村とともに指導監査等により確認します。

第3 刑事手続への関与拡充

1 刑事手続への関与のための情報提供等の充実

【現状と課題】

犯罪被害者等が、申し出により被害者参加人として裁判に出廷し、証人への尋問や被告人に対する質問、意見陳述ができる「被害者参加制度」や経済的に困窮している被害者参加人に対して、国の費用負担による国選被害者参加弁護士を選定できる制度など、刑事手続に参加する支援制度が年々充実されています。

しかし、犯罪被害者等は、こうした手続等の経験がないことから、参加するための支援を求めているのが現状であります。

このため、当事者である犯罪被害者等が刑事手続等に参加できるよう、情報提供の充実等を図る必要があります。

【今後の施策】

(1) 「被害者連絡制度」等の適切な運用 【警察本部】

犯罪被害者等に対し、加害者や加害者の処分状況などの情報を提供する「被害者連絡制度」を周知徹底し、適時適切な捜査状況等の情報提供に努めるとともに、公判等への付添いや、相談・要望の聴取等を行う「被害者支援員制度」を周知し、その積極的な活用を図ります。

(2) 「冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付」等各種制度の周知 【警察本部】

冒頭陳述や公訴事実の要旨の内容を記載した書面の交付、公判記録の閲覧・謄写、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、不起訴記録の弾力的開示、被害者等通知制度等について、一層の周知を図ります。

(3) 「少年保護事件に関する意見の聴取」等各種制度の周知 【警察本部】

少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果通知等の各制度や、重大事件の被害者等が少年審判を傍聴できる制度について、一層の周知を図ります。

(4) 被害の届出や相談に対する適切な対応 【警察本部】

被害の届出や相談に対しては、犯罪被害者等の立場に立った適切な対応を行うとともに、被害の届出に関しては、内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理します。

(5) 告訴に対する適切な対応 【警察本部】

犯罪の不成立が明白な場合や根拠が必ずしも十分と認められない場合等を除き、

可能な限り迅速かつ適切な対応に努めます。

(6) 検視及び司法解剖に関する説明 【警察本部】

検視及び司法解剖に関するパンフレットの活用等により、遺族に対して適切な説明及び配慮に努めるとともに、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることの周知に努めます。

(7) 医療機関における適正な証拠採取等の協力依頼 【警察本部】

医療機関において、性犯罪被害者からの証拠採取が適正に行われるよう、証拠採取要領の周知を図るとともに、潜在被害者の情報提供など、医療機関への働きかけを推進し、理解と協力を求めます。

(8) 証拠物件の還付等における犯罪被害者等の意向を踏まえた対応 【警察本部】

証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないようその証拠価値の保全に努めるほか、還付等については、犯罪被害者等の立場、心身の状況、置かれている環境等へ配慮するとともに、その意向を踏まえた上で適切な対応を図ります。

(9) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等 【警察本部】

重大・悪質な交通事故等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、緻密で科学的な捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種捜査研修の充実に努めるなど、犯罪被害者等の心情に配慮した取組を一層推進します。

(10) ビデオリンク制度等の周知 【警察本部】

犯罪被害者等のプライバシー保護のため、^(*)ビデオリンク制度等の周知を図ります。

(11) 犯罪被害者等のための施設の改善 【警察本部】

犯罪被害者等のプライバシーに配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられる相談室の環境づくりに配慮します。

(12) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取伝達制度の周知 【警察本部】

被害者等の心情等の聴取・伝達制度について、保護観察所等関係機関と連携し制度の概要や利用方法等の周知を図ります。

*ビデオリンク ～ 被害者にとって法廷で証言することは大きな精神的負担となるため、証人（被害者）は別室にいて、法廷にいる裁判官や検察官、弁護士などとの間でテレビモニターを通して証人尋問を行う方式のことをいう。

第4 支援体制等の整備充実

1 各機関・団体における体制の充実

【現状と課題】

犯罪被害者等が抱える問題は多様であり、必要とする支援も多岐に渡っています。このような中、被害者のニーズに応じたきめ細かな支援が不可欠であり、関係機関・団体が、それぞれの専門性を活かし、途切れることのない支援を提供する必要があります。

特に、児童虐待、DV、ストーカーといった被害は、家庭内や当事者間で発生することが多く、被害が潜在化しやすいという深刻な問題を抱えています。

被害者を早期に発見し、確実に保護・支援するため、まずは犯罪被害者等が初期に相談する窓口の体制を確立することが重要です。あわせて、各機関が既存の支援制度の運用改善を進めるなど、より迅速に対応できる体制を整備しておくことが必要とされています。

【今後の施策】

(1) 県・市町村の総合的対応窓口の充実

ア) 県・市町村の総合的対応窓口の周知 【生活環境部】

ウェブサイトや広報紙など多様な媒体を活用し、県と県内全市町村が設置する「総合的対応窓口」の役割（総合調整、情報提供など）や支援内容について、県民への周知を強化します。

イ) 総合的対応窓口の充実の促進 【生活環境部】

犯罪被害者等が状況に応じた適切な支援を途切れることなく受けられるよう、各市町村別の犯罪被害者等が利用可能な社会保障制度等を担当する部署の一覧及び関係機関の相談窓口などを一覧にしたハンドブックを作成します。このハンドブックは、各窓口へ配布するほか、県公式ウェブサイトにも掲載し、誰でも活用できるようにします。

また、各市町村の状況を的確に把握し、その要望に応じて「犯罪被害者等支援コーディネーター」を派遣するなど、それぞれの実情に応じた窓口機能の強化を支援します。

(2) 性犯罪被害者等への支援の充実 【健康福祉部・生活環境部】

ア) あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）における相談体制の強化と利用促進 【生活環境部】

あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）において、若年層や男性などを含む多様な被害者が、個々の置かれた状況に応じた支援を受けられるよう体制の構築に努めます。また、必要に応じて専門機関等による支援に円滑につなぐことができるよう、連携を強化します。あわせて、被害者等が一人

で悩まず相談できるよう、センターの存在を広く周知し、認知度向上を図ります。

イ) 配偶者暴力相談支援センターにおける性犯罪被害者に対する自立支援及び定着支援 【健康福祉部】

配偶者暴力相談支援センターにおいて、性犯罪被害者その他の相談者に対し、関係機関への同行支援等の自立支援、職員による相談対応・助言等、地域生活に定着させるための継続的な支援を一体的に行います。

(3) 県警察における相談に対する適切な対応 【警察本部】

全国統一の相談電話「＃９１１０」や警察官が対応する「性犯罪被害相談電話＃８１０３」、少年相談のための「やまびこ電話」等の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるほか、精神的ケアを望む相談に対し、臨床心理士等による支援、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介することにより、犯罪被害者等のニーズに応えていきます。

また、潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結びつけるため、少年福祉犯罪や児童虐待事案、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪等に関する通報を匿名で受け付ける「匿名通報ダイヤル」の周知を図ります。

さらに、交通事故等の被害者等から加害者に対する意見の聴取等の期日等に関する問い合わせがあった場合や、交通死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から加害者に対する行政処分の結果に関する問い合わせがあった場合は、被害者等の心情に配慮し、適切な対応に努めます。

(4) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

【健康福祉部・教育庁・警察本部】

ア) 児童相談所における夜間・休日の相談体制の維持 【健康福祉部】

児童相談所における３６５日・２４時間の相談体制を引き続き維持し、適切な対応を行っていきます。

イ) 県警察における職員の知識・技能の向上 【警察本部】

児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めるとともに、児童虐待事案対応時の専門的対応に関する指導等の業務を担う「子供・女性・高齢者安全対策官」を配置するなど、児童虐待への対応力の強化を図ります。

ウ) 学校関係者による早期発見・早期対応のための体制整備 【教育庁】

学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るとともに、秋田県地域安全ネットワークと連携するなど、早期発見・早期対応のための体制整備に努めます。

エ) 非行少年等の立ち直り支援 【健康福祉部】

児童相談所及び児童自立支援施設等が中心となって、非行少年の立ち直りに

向けた相談支援活動を行うとともに、退所後の進学及び就職に向けた支援の充実についての取組を検討します。

(5) 里親制度の充実 【健康福祉部】

被虐待児など保護者のもとで養育することが困難な児童が、家庭と同様の環境で養育されるよう里親・里子への支援の充実を図ります。

(6) 教育機関における支援体制の充実 【教育庁】

ア) 学校内における相談体制の充実

犯罪被害を受けた児童生徒や保護者の相談に対し、学級担任やスクールカウンセラー等が連携して適切な対応ができるよう、学校内の相談体制の充実を図ります。

イ) 総合教育センター等における相談窓口の充実

教育や福祉に関する知識を有する学校管理職経験者等専門職員を教育センター等に配置し、相談窓口を一層充実させます。

ウ) 児童生徒や保護者への情報提供の促進

教育委員会では、当該児童生徒やその保護者に対して、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等の情報提供を促進します。

エ) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する支援の充実

犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合、教育支援センター等と密に連携するなど、当該児童生徒の学校復帰に向けた継続的な支援を促進します。

また、学校生活において課題を抱えるに至った場合、関係機関の実務担当者がサポートをするなど、連携して継続的な対応を図ります。

(7) 高齢者の権利擁護の推進 【健康福祉部】

高齢者やその家族等からの虐待等に関する相談に応じるほか、市町村及び地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施します。

(8) 精神保健福祉センター等による情報提供の促進 【健康福祉部】

精神保健福祉センターや保健所等が、犯罪被害者等支援に係る機関・団体と連携し、犯罪被害者等支援に関する情報提供や相談に対応します。

また、医療機関等における犯罪被害者等支援に関する情報提供を行います。

(9) ストーカー事案への迅速かつ的確な対応 【警察本部】

関係機関等と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに支援等を行うための措置を行い、被害者等の安全確保を最優

先とした組織による迅速・的確な対応を推進します。

2 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化

【現状と課題】

突然犯罪被害に遭われた被害者等は、身体的苦痛と精神的ショックにより、何をどこに相談すべきか判断できないほど混乱した状況に陥ります。

こうした状況下では、受けられる支援の内容や方法が分からず、必要な支援にたどりつけない可能性があります。さらに、支援を提供する機関・団体が多岐にわたるため、支援を受けるために複数の機関を訪れ、その都度同じ説明を繰り返す精神的負担や、二次被害のリスクも指摘されています。

また、犯罪被害の影響は長期化しやすく、再び平穏な生活を取り戻すには長い時間が必要となることも少なくありません。

このため、被害直後から犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営めるようになるまで、関係機関の連携の下、犯罪被害者等が必要とする支援制度や相談窓口の情報提供及び包括的な支援をワンストップで提供できる体制が求められています。

【今後の施策】

(1) 多機関ワンストップサービスの運用による支援の強化 【生活環境部】

犯罪被害者等が辛い体験を繰り返し説明する負担をなくすため、いずれかの機関・団体に相談や問合せを行えば、必要とする支援に繋がるよう、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に関係機関と調整し、一度の相談から途切れることのない包括的な支援を行います。

また、支援が円滑に行われるように、相談受理窓口及び支援・サービスを持つ機関・団体との連携強化に努めます。

(2) 支援経過の記録化と「被害者手帳」の確実な交付 【生活環境部・警察本部】

中長期的支援を見据え、犯罪被害者等支援コーディネーターによる支援経過の記録化を進めるほか、各種被害者支援施策や県・市町村の「総合的対応窓口」等の相談窓口を網羅するとともに、事案の概要や支援の経過等を記録できる「被害者手帳」を作成して犯罪被害者等への確実な交付と制度等の適切な説明を行います。

(3) 「秋田県被害者支援連絡協議会」等によるきめ細かな支援 【警察本部】

「秋田県被害者支援連絡協議会」及び「地区被害者支援連絡協議会」において、各機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、事案への対応力の向上を図り、犯罪被害者等の具体的なニーズに対応したきめ細かな支援を行います。

(4) 性犯罪被害者に対する支援の充実 【警察本部】

性犯罪の担当者に対し、被害者からの相談を受ける際に必要な研修を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、性犯罪被害者への適切な対応に努めます。

また、犯罪被害者等早期援助団体に指定されている（公社）秋田被害者支援センターに連絡先や相談内容を提供することで、早期に支援が受けられることを性犯罪被害者に対して周知します。

(5) 要保護児童対策地域協議会の活用 【健康福祉部】

児童虐待防止や相談体制の充実を図るため、地域の多種多様な関係機関で構成される、県及び市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を活用した取組を推進します。

(6) 学校に対する各種支援制度の情報提供 【教育庁】

教育委員会が、警察署や児童相談所等の関係機関との連携・協力を充実・強化しながら、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の諸制度に関する情報を学校に提供します。

(7) 「自助グループ」に対する支援 【警察本部】

犯罪被害者等の要望を踏まえ、（公社）秋田被害者支援センター等との連携を図り、犯罪被害者等に対する自助グループの紹介や参加案内について広報します。

また、自助グループによる語り合う会については、県北や県南地区で開催する際には、周知を図るとともに、公的施設を利用できるよう助言、協力するなど、活動等への支援を行います。

(8) 国及び関連機関の各種支援についての周知 【生活環境部】

国及び関連機関の下記の各種支援について、県公式ウェブサイトやパンフレット等で周知するとともに、総合的対応窓口担当に教示し、活用の促進を図ります。

ア) インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関

イ) 「みんなの人権110番」及び「こどもの人権相談委員」

ウ) 更生保護における被害者等のための制度

3 民間支援団体等に対する援助

【現状と課題】

犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体は、電話や面接等の相談業務のほか病院、裁判所、弁護士等への付添い等、きめ細かな直接的支援活動を行っています。

被害直後から犯罪被害者等の多様な支援に迅速に対応する民間支援団体の存在は、犯罪被害者等の支援にとっては欠かせない存在となっています。

このような民間支援団体が活動を安定して続けていくためには、支援員の確保や技能の向上と併せ財政的基盤の確保が必要となることから、広くその果たす役割の周知に努め、これまで以上に安定した基盤の確保が必要とされています。

【 今後の施策 】

（１）（公社）秋田被害者支援センターに対する財政的支援の充実等 【警察本部】

（公社）秋田被害者支援センター等の活動は、県及び市町村が行う犯罪被害者等の支援のための施策と有機的かつ密接に結びついており、その重要な一翼を担っていることから、財政的支援の充実に努めます。

また、（公社）秋田被害者支援センター等におけるボランティア等の人材の確保及び育成について、関係機関と連携して支援します。

（２）秋田県被害者支援連絡協議会等に対する支援 【生活環境部・警察本部】

秋田県被害者支援連絡協議会へ県として積極的に参画し、会員である関係機関・団体と相互の協力を強化するとともに、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ります。

また、市町村に対しても、地区被害者支援連絡協議会への積極的参画、必要な支援等を促します。

4 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成

【 現状と課題 】

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に従事する者に対して犯罪被害等の心理や置かれている状況の理解、心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識と技能向上が求められています。

一方で、支援に従事する自らが犯罪被害者等への支援を行う過程で、犯罪被害者等と同様の心理状態になり支援が困難になるような事例もあることから、支援を継続するためにも支援者が代理被害に遭わない取組が必要とされます。

【 今後の施策 】

（１）地方公共団体等担当者研修の充実 【生活環境部・警察本部】

犯罪被害者等施策に携わる職員の対応能力及び専門性の向上を図るため、県の職員が国や関係機関で実施する会議、研修等へ積極的に参加するとともに、市町村職員の参加を促します。

また、県が主催する市町村の総合的対応窓口担当者研修会では、講師として国の地方公共団体アドバイザー等の専門家等の招へいや、県警察や民間支援団体を交えたグループワークの実施など、より実践的な内容への充実を図ります。

(2) 犯罪被害者等支援コーディネーターの対応能力の向上 【生活環境部】

関係機関が実施する連絡協議会等の会議への参加や国のオンデマンド研修等の受講により、多機関ワンストップサービスの中心となる犯罪被害者等支援コーディネーターの対応能力の向上を図ります。

(3) あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）における相談員やコーディネーターの対応能力の向上 【生活環境部】

関係機関が実施する連絡協議会等の会議への参加や国のオンデマンド研修等の受講により、支援に必要な基本的知識や新たな課題を学び、対応能力の向上を図ります。

(4) 民生委員・児童委員等に対する研修の充実等 【健康福祉部】

地域で相談・支援活動を行う民生委員・児童委員等に対し、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質向上のための研修の実施を支援します。

(5) 犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の推進 【教育庁】

全ての教職員に対し、児童生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応についての研修等を充実します。

第5 県民の理解の増進

1 各種啓発による県民理解の増進

【現状と課題】

犯罪被害者等基本法は、地方公共団体に対し、教育・広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、名誉又は生活の平穏への配慮について施策を講じるよう求めています。県もこれまで各種広報活動を実施してきましたが、犯罪被害者等の置かれている立場等を身近に知る機会は少ないこともあり、犯罪被害者等に対する県民の理解が十分に浸透しているとは言えない状況にあります。

このため、秋田県犯罪被害者等支援条例で定めている6月30日の「犯罪被害を考える日」や、国で設けている毎年11月の広報啓発に関する強化期間といったあらゆる機会を捉えて、犯罪被害者等が置かれている立場や心境、平穏な生活への配慮について県民の理解を深めること、また、支援の重要性を継続して周知する必要があります。

【今後の施策】

(1) 県民理解を促進する啓発事業の実施 【生活環境部・警察本部】

ア) 「犯罪被害を考える日」に合わせた啓発の促進 【生活環境部・警察本部】

県の条例で定めている「犯罪被害を考える日（6月30日）」に合わせて、市町村や関係機関・団体等と連携し、「街頭キャンペーン」を行います。ここでは、犯罪被害者支援啓発のためのチラシ等の配布や被害者等のメッセージが入ったパネルの展示を行うことにより、県民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図ります。

イ) 「犯罪被害者月間」に合わせた啓発の促進 【生活環境部・警察本部】

国で設けている「犯罪被害者週間」が月間化されることに合わせ、犯罪被害者等による講演等を行う「県民のつどい」の実施を中心として、ウェブサイトや広報紙での情報掲載、犯罪被害者等の手記の配布など、広報啓発活動を集中的に行います。

ウ) 多様な媒体を活用した広報による周知・啓発 【生活環境部】

犯罪被害者等の支援に関連した年間行事を県公式ウェブサイトに掲載するとともに、マスコミや県の広報紙、SNSなどの各種媒体を利用した広報啓発を行います。また、市町村等の広報紙への情報掲載依頼などを行い、市町村と連携した活動推進に努めます。

エ) 交通事故被害者等の声を反映した県民理解の促進 【警察本部】

交通安全に関する講話や各種会合等における、交通事故の被害者等の講演や手記の活用などにより、交通事故の被害者等の置かれた立場や苦しみ、交通事故の惨状等について、県民への周知を図ります。

(2) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

【健康福祉部・生活環境部・警察本部】

各種機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く県民に周知し、その理解促進を図ります。

(3) 犯罪・事故発生状況等の情報提供 【警察本部】

犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、県警察ウェブサイト等において、性犯罪を含め住民に注意喚起が必要な犯罪の発生状況を掲載するなど、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうる情報提供を行います。

また、交通事故の事故統計や年齢層別交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図ります。

(4) 大学生に対する犯罪被害者等支援に係る理解の促進 【警察本部】

大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義の開催や、ボランティア等の社会参加活動等を促進し、犯罪被害者等が受けた様々な痛みや、加害者も被害者も出さない社会を希求する思い等への理解を深め、犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養及び規範意識の向上等を図ります。

2 学校及び家庭における犯罪被害者等支援に関する取組の充実

【現状と課題】

犯罪被害を受けた児童生徒は、配慮に欠けた対応により二次的被害を受ける場合があります。

このため、教育活動の場を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況と再び犯罪被害者等が平穏な生活に戻れるような配慮の重要性等について、児童や生徒の理解を深める必要があります。

【今後の施策】

(1) 「生命（いのち）の安全教育」の推進及び犯罪抑止教育等の充実 【教育庁】

生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を更に推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した^(*)「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

また、「非行防止教室」の実施等により、犯罪抑止のための教育の充実を図ります。

*生命（いのち）の安全教育 ～ 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すもの

(2) 「生命」の大切さを実感させる教育の推進 【教育庁】

各学校において、道徳科や学級活動を含む各教科等における指導の充実に一層努めるとともに、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進することで、生命や自然を大切にする心を育成します。

また、生命尊重を中心とした道徳教育を「いのちの教育」として推進し、学校や家庭・地域が連携しながら地域社会全体で命の大切さについての認識を深めるためのモデルづくりを行います。

(3) 犯罪被害者等の「人権教育」の推進 【教育庁】

全ての人々が個人の尊厳や自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である人権を正しく理解し、互いに尊重し合う精神をかん養することを目的とする人権教育を、学校教育及び社会教育において推進します。

(4) 子どもへの暴力防止のための参加型学習の推進 【教育庁】

各学校において、「防犯教室」等児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する体験型の学習の充実を図ります。

(5) 県警察による「命の大切さ学習教室」の推進 【警察本部】

小・中学生や高校生、特別支援学校生に対する犯罪被害者等による講演会「命の大切さ学習教室」を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上等を図ります。

(6) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育の推進 【教育庁】

組織的・計画的な情報モラル教育の実施や児童生徒等のインターネットの健全利用に向けた取組の充実を図ります。

(7) 家庭における命の教育への支援 【教育庁】

各家庭において命の教育が推進されるよう、情報提供や学習機会の場の設定、地域人材を活用した家庭教育支援チーム等のチーム型支援の充実、学校・家庭・地域の連携・協働の推進等、家庭教育に関する地域の取組を支援します。